

一般廃棄物最終処分場維持管理計画

1) 維持管理の目的

最終処分場の維持管理は、埋立廃棄物の搬入管理、作業管理や最終処分場を構成する各設備の点検等を行うことにより、周辺地域への生活環境保全上の支障をおよぼさないことを目的とし、基準省令に規定される維持管理基準に基づいて行う。

2) 維持管理の概要

最終処分場は基準省令に基づき、埋立開始から廃止までの間、埋立地として維持管理を行う。

維持管理は、「搬入管理、埋立作業管理、モニタリング、施設点検管理」等の日常・定期管理と、「埋立管理、情報管理」等の全体管理がある。

表 埋立中、埋立終了後～廃止の維持管理の内容

項 目		埋立中	埋立終了～廃止
日常・定期管理	搬入管理	○	—
	埋立作業管理	○	—
	モニタリング	○	○
	施設点検管理	○	○
全体管理	埋立管理	○	—
	情報管理	○	○

3) 日常・定期管理

① 日常管理

日常の作業内容について、搬入される廃棄物の量等を把握することによって、適正な埋立処分及び作業員・搬入車両の安全確保等を確実に実施する。

a. 搬入管理

搬入管理の主な内容は、埋立廃棄物の計量である。

本計画の埋立廃棄物は、クリーンセンターの計量機で計量後、埋立地へ搬入する。

b. 埋立作業管理

埋立作業管理は、以下を目的として行う。

○適正な埋立の実施

- ・適正に埋立処分し、周辺環境の保全を図る。
- ・施設の損傷等防止に留意した埋立作業、機材・設備の維持管理等を行うことで、最終処分場の機能を維持する。

○作業員及び作業環境の安全確保

- ・最終処分場において事故や災害が発生することがないように安全管理計画を策定・周知し、管理を行う。

c. 埋立作業

埋立作業は、搬入車両からの廃棄物のダンピング、廃棄物の敷き均し・転圧作業の順序で進める。

○廃棄物の敷き均し・転圧

- ・ダンプされた廃棄物を、バックホウ等の埋立重機により埋立場所に移動し、混合、敷き均し、転圧を行う。

d. 覆土施工

廃棄物の飛散・流出防止、悪臭の発散防止、衛生害虫等の発生防止等、環境保全上の対策として、必要に応じて覆土を行う。

e. 車両の洗浄

廃棄物搬入車両や覆土運搬車両が埋立地外に退出する際には、タイヤ等の洗浄を行う。使用水量は、手動式洗浄機(最大 430L/h)で5分間使用して約40L、車両の洗浄回数は1回/日行う。

f. 飛散防止・防塵対策等

覆蓋施設を設けた埋立地内で埋立を行うため、周辺へのごみの飛散はないが、作業環境として必要に応じて散水を行う。

g. 防臭対策

覆蓋施設を設けた埋立地内で埋立を行うため、周辺への悪臭の発散は少ないが、必要に応じて防臭剤を散布する。

h. 施設及び機材点検・清掃作業

埋立作業終了後に、埋立機材、保安機材等の点検、清掃作業を行う。

② 定期管理

定期管理の作業項目と概要を下表に示す。

表 定期管理の作業項目

作業項目	概要
①機材点検・清掃作業	埋立作業に係る機材の点検、清掃を実施
②埋立残余容量の把握	埋立高さの計測により、埋立残余容量を把握し、結果を保管(回数 1回/年)
③埋立面の安定	埋立ごみの締固めを定期的実施
④構造物付近の埋立	遮水工付近、埋立ガス処理施設及び中間柱付近の埋立は、これらを破損させないように留意して埋立作業を実施
⑤衛生害虫対策	害虫等の発生がないよう、防除処置を実施

a. 機材点検・清掃作業

埋立重機等の定期点検を実施する。点検内容は日常管理と同様であるが、日常管理で発見された損傷か所等の補修もあわせて行う。

車両系建設機械である埋立重機は、労働安全衛生規則第167条～169条の2で、定期点検の実施や点検記録の保存が義務付けられており、日常点検とは別に、定期的に法定点検を実施する。

b. 埋立残余容量の把握

○埋立高さの把握方法

埋立地側面（遮水工表面）や堅型ガス抜き管等の構造物に高さをペイントで表示し、日常作業の埋立層厚や埋立完了高さを把握する。

埋立残余容量については、埋立高さを計測（1回/年）し容量算定を行う。

c. 埋立面の安定化の確認

埋立地は、廃棄物の自重による圧縮等により沈下するため、埋立面の締固めを行い、沈下を防止する。

d. 構造物付近の埋立

遮水工、浸出水集排水施設及び埋立ガス処理施設は、準好気性埋立を継続する上で重要な施設であるが、埋立作業を行うことにより破損のおそれがある。

そのため、構造物付近での埋立手順を定め、これらの施設の損傷を防止する。

e. 衛生害虫対策

害虫等の発生がないよう、必要により殺虫剤の噴霧を行う。

③ 安全管理

事故が発生しないように安全管理計画を作成する。

安全管理の主な対象項目は、以下のとおりとする。

- ・埋立ガスによる酸素欠乏や埋立作業時の粉塵等による労働災害
- ・搬入車両、埋立重機等による人身事故
- ・高所作業における転落事故
- ・その他

4) 施設点検管理

最終処分場各施設の施設点検管理は、「最終処分場の各構成施設の機能維持」、「施設の異常・破損及び故障等による事故の未然防止」を目的として行う。

なお、自然災害の発生後は、臨時点検を行う。

(1) 主要施設

① 貯留構造物

貯留構造物は、埋立廃棄物、保有水の外部への流出を防止し、埋立廃棄物を安全に貯留するための重要な施設であるため、定期的に貯留構造物の変位測定による点検を行う。

表 貯留構造物（埋立地ピット）の管理内容

管理項目	頻度	調査方法	備考
貯留構造物の変位	1回/年	測量	移動量、沈下量

② 覆蓋施設

覆蓋施設の管理内容は、下表に示すとおりである。

表 覆蓋施設の管理内容

管理項目	頻度	調査方法	備考
主鋼材（損傷、腐食等）	1回/年	目視	
屋根、壁材（損傷、腐食等）	1回/年	目視	
雨漏り	適宜	目視	

③ 遮水工

遮水工は、地下水への汚染防止機能等を持ち、最終処分場を構成する施設の中で最も重要な施設であるため、遮水工の損傷の防止及び早期発見を図り、異常が発見された場合は速やかに補修する。

表 遮水工の管理内容

管理項目	頻度	調査方法	備考
穴あき・引裂き傷・ひび割れ	1回/月	目視	
異常な伸び	1回/月	目視	
膨らみ・へこみ・突っ張り	1回/月	目視	

④ 雨水集排水施設

雨水集排水施設の管理内容は、下表に示すとおりである。

表 雨水集排水施設の管理内容

管理項目	頻度	調査方法	備考
集排水溝、集水桝等の土砂等の堆積状況及び清掃	1回/月	目視	
集排水溝、集水桝等の損傷、沈下の状況	1回/月	目視	
集排水溝ふたの目詰まり、破損状況	1回/月	目視	
溢水か所、滞水か所の状況	1回/月	目視	
周辺からの流入状況	1回/月	目視	

⑤ 浸出水集排水施設

浸出水集排水施設は、浸出水を埋立地外の浸出水処理施設へ導水する施設である。浸出水集排水管の破損や閉塞により排水機能が低下した場合には、埋立地内の水位が上昇し、ごみの安定化促進に悪影響を及ぼすため、異常の早期発見に努める。

表 浸出水集排水施設の管理内容

管理項目	頻度	調査方法	備考
排水の状況	1回/月	目視	排水口（浸出水調整設備）
凍結	適宜	目視	最低気温が0℃以下の場合

⑥ 浸出水処理設備

浸出水は、浸出水処理設備で処理を行った後、安定化のための散水として利用する。水路へ放流する際は、維持管理計画値を満足できる必要な処置を行った後、放流する。

浸出水処理設備は、沈砂槽、凝集沈殿処理、生物処理等から構成されるが、各種ポンプ類や計器類の機能が低下すると、散水量や放流水質に影響を及ぼすため、異常の早期発見に努める。

沈砂槽に堆積した汚泥は、必要に応じて清掃する。

表 浸出水調整設備の管理内容

管理項目	頻度	調査方法	備考
各種ポンプ類	毎日	運転確認	
	1回/年	目視・清掃	異常が確認された場合に実施
槽内部点検	1回/年	目視	内部清掃時に防食塗装の状況を点検
配管の凍結	適宜	目視	最低気温が0℃以下の場合に実施
各種計器類	適宜	目視	
配管	適宜	目視	①保温材(凍結防止)の状況、②漏れの状況

⑦ 埋立ガス処理施設

埋立ガス処理施設は、浸出水集排水管を兼ねた堅型ガス抜き管から構成される。これらは埋立地内部で発生した埋立ガスの大気放出や埋立地内への空気供給の役割を持つ施設であり、浸出水の集排水のほか埋立地の安定化促進のためにも必要であることより管理を行う。

表 埋立ガス処理施設の管理内容

管理項目	頻度	調査方法	備考
施設の破損、傾斜	1回/月	目視	埋立場所付近

(2) 管理施設

① 環境監視施設

環境監視施設の管理内容は、下表に示すとおりである。

表 環境監視施設の管理内容

管理項目	頻度	調査方法	備考
各種設備	適宜	目視	使用時

② 管理用地及び搬入道路

管理用地及び搬入道路の管理内容は、下表に示すとおりである。

表 管理用地及び搬入道路の管理内容

管理項目	頻度	調査方法	備考
路面の破損（穴あき、わだち、亀裂等）	1回/月	目視	
路側、路肩の崩壊、穴あき	1回/月	目視	

③ 洗車設備（タイヤ洗い場）

タイヤ洗い場の管理内容は、下表に示すとおりである。

表 タイヤ洗い場の管理内容

管理項目	頻度	調査方法	備考
設備の稼働	使用時	動作確認	
給水、排水の状況	使用時	目視	

(3) 関連施設

① 飛散防止設備

飛散防止設備の管理内容は、覆蓋施設に示すとおりである。

② 立札、門扉、囲障設備

損傷等の状況について点検する。

表 立札、門扉、囲障設備の管理内容

管理項目		頻度	調査方法	備考
立札	損傷、文字の剥がれ等	適宜	目視	
	記載の内容	適宜	目視	記載内容の変更のあった場合
門扉	可動状況	適宜	目視	
	門扉の劣化、損傷状況	適宜	目視	
囲障設備	囲障の劣化、損傷	適宜	目視	

③ 防火設備

防火設備の管理内容は、下表に示すとおりである。

表 防火設備の管理内容

管理項目	頻度	調査方法	備考
消火器の備え付け	適宜	目視	
散水の状況	適宜	目視	

4) モニタリング計画

放流水の水質及び周縁地下水の測定頻度及び目標値は以下に基づき行う。

(1) 放流水の水質及び周縁地下水の測定頻度は、下表に示すとおりである。

放流水の水質及び周縁地下水の項目、頻度及び実施時期

内容	項目	頻度	実施時期				備考	
			埋立前	埋立中	埋立終了 ～廃止	廃止時 (廃止の直前 2年間)		
浸出水	放流水	水素イオン濃度 (pH) 生物化学的酸素要求量 (BOD) 化学的酸素要求量 (COD) 浮遊物質 (SS) 窒素含有量	1 回/月	-	◎	◎	◎	維持管理計画値以下
		その他排水基準等項目	1 回/年					
		ダイオキシン類	1 回/年					
		放流量	1 回/月					
浸出水 原水	水素イオン濃度 (pH) 生物化学的酸素要求量 (BOD) 化学的酸素要求量 (COD) 浮遊物質 (SS) 窒素含有量	1 回/3 か月 (廃止時)	-	○	○	◎	維持管理計画値以下 廃止基準により、廃止 確認のための調査時に 実施する。	
		排水基準等項目	1 回/6 か月 (廃止時)					
		ダイオキシン類	1 回/6 か月 (廃止時)					
地下 水	周縁 地下水	地下水等検査項目	1 回/年					維持管理計画値以下 著しい上昇のないこと
		ダイオキシン類	1 回/年	◎	◎	◎	◎	
		電気伝導率 塩化物イオン濃度	1 回/月					

◎：基準省令により実施する項目

○：必要により調査する項目

(2) 放流水のモニタリング目標値

放流水の維持管理計画値は、水路へ放流することを踏まえて、基準省令及び「ダイオキシン類対策特別措置法」、「廃棄物最終処分場の性能に関する指針について」に従い設定する。

放流水モニタリングの目標値

項目	単位	排水基準等項目※1	ダイオキシン類対策特別措置法※2	性能に関する指針※3	維持管理計画値 (放流水水質目標値)
1 アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと。	—	—	検出されないこと。
2 水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/L	0.005 以下	—	—	0.005 以下
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.1 以下	—	—	0.1 以下
4 鉛及びその化合物	mg/L	0.1 以下	—	—	0.1 以下
5 有機燐化合物	mg/L	1 以下	—	—	1 以下
6 六価クロム化合物	mg/L	0.5 以下	—	—	0.5 以下
7 砒素及びその化合物	mg/L	0.1 以下	—	—	0.1 以下
8 シアン化合物	mg/L	1 以下	—	—	1 以下
9 ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	0.003 以下	—	—	0.003 以下
10 トリクロロエチレン	mg/L	0.3 以下	—	—	0.3 以下
11 テトラクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	—	—	0.1 以下
12 ジクロロメタン	mg/L	0.2 以下	—	—	0.2 以下
13 四塩化炭素	mg/L	0.02 以下	—	—	0.02 以下
14 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04 以下	—	—	0.04 以下
15 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1 以下	—	—	1 以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4 以下	—	—	0.4 以下
17 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3 以下	—	—	3 以下
18 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06 以下	—	—	0.06 以下
19 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02 以下	—	—	0.02 以下
20 チウラム	mg/L	0.06 以下	—	—	0.06 以下
21 シマジン	mg/L	0.03 以下	—	—	0.03 以下
22 チオベンカルブ	mg/L	0.2 以下	—	—	0.2 以下
23 ベンゼン	mg/L	0.1 以下	—	—	0.1 以下
24 セレン及びその化合物	mg/L	0.1 以下	—	—	0.1 以下
25 ほう素及びその化合物	mg/L	当分の間 50 以下	—	—	10 以下
26 ふっ素及びその化合物	mg/L	当分の間 15 以下	—	—	8 以下
27 アモニア、アモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	200 以下	—	—	200 以下
28 1,4-ジオキサン	mg/L	0.5 以下	—	—	0.5 以下
29 水素イオン濃度 (pH)	—	5.8 以上～8.6 以下	—	—	5.8 以上～8.6 以下
30 生物学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	60 以下	—	20 以下	20 以下
31 化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	90 以下	—	50 以下 (海域及び湖沼)	50 以下
32 浮遊物質 (SS)	mg/L	60 以下	—	30 以下	30 以下
33 n-ヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/L	5 以下	—	—	5 以下
34 n-ヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	mg/L	30 以下	—	—	30 以下
35 フェノール類含有量	mg/L	5 以下	—	—	5 以下
36 銅含有量	mg/L	3 以下	—	—	3 以下
37 亜鉛含有量	mg/L	2 以下	—	—	1 以下
38 溶解性鉄含有量	mg/L	10 以下	—	—	10 以下
39 溶解性マンガン含有量	mg/L	10 以下	—	—	10 以下
40 クロム含有量	mg/L	2 以下	—	—	2 以下
41 大腸菌群数	個/cm ³	日間平均 3,000 以下	—	—	日間平均 3,000 以下
42 窒素含有量	mg/L	120 以下 (日平均 60 以下)	—	—	120 以下 (日平均 60 以下)
43 燐含有量	mg/L	16 以下 (日平均 8)	—	—	16 以下 (日平均 8)
44 ダイオキシン類	pg-TEQ/L	—	10 以下	—	10 以下

※1: 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和 52 年 3 月 14 日、総理府厚生省令第 1 号)

※2: 「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成 11 年 12 月 27 日、総理府令第 67 号)

※3: 「廃棄物最終処分場の性能に関する指針について」(平成 12 年 12 月 28 日 生衛発 1903 号 改定: 平成 14 年 11 月 15 日 環廃対第 726 号)

(3) 埋立地周縁地下水のモニタリング目標値

埋立地周縁地下水の維持管理計画値は、基準省令及び「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」に従い、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」も参考に設定する。

周縁地下水モニタリングの目標値

項目	単位	地下水等 検査項目※1	ダイオキシン類 環境基準※2	参考基準	維持管理計画値
				地下水 環境基準※3	
1 アルキル水銀	mg/L	検出されないこと。	—	検出されないこと。	検出されないこと。
2 総水銀	mg/L	0.0005 以下	—	0.0005 以下	0.0005 以下
3 カドミウム	mg/L	0.01 以下	—	0.003 以下	0.003 以下
4 鉛	mg/L	0.01 以下	—	0.01 以下	0.01 以下
5 六価クロム	mg/L	0.05 以下	—	0.05 以下	0.05 以下
6 砒素	mg/L	0.01 以下	—	0.01 以下	0.01 以下
7 シアン	mg/L	検出されないこと。	—	検出されないこと。	検出されないこと。
8 ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	検出されないこと。	—	検出されないこと。	検出されないこと。
9 トリクロロエチレン	mg/L	0.03 以下	—	0.01 以下	0.01 以下
10 テトラクロロエチレン	mg/L	0.01 以下	—	0.01 以下	0.01 以下
11 ジクロロメタン	mg/L	0.02 以下	—	0.02 以下	0.02 以下
12 四塩化炭素	mg/L	0.002 以下	—	0.002 以下	0.002 以下
13 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 以下	—	0.004 以下	0.004 以下
14 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	—	0.1 以下	0.02 以下※5
15 1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 以下※4	—	0.04 以下※4	0.04 以下
16 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1 以下	—	1 以下	1 以下
17 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006 以下	—	0.006 以下	0.006 以下
18 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 以下	—	0.002 以下	0.002 以下
19 チウラム	mg/L	0.006 以下	—	0.006 以下	0.006 以下
20 シマジン	mg/L	0.003 以下	—	0.003 以下	0.003 以下
21 チオベンカルブ	mg/L	0.02 以下	—	0.02 以下	0.02 以下
22 ベンゼン	mg/L	0.01 以下	—	0.01 以下	0.01 以下
23 セレン	mg/L	0.01 以下	—	0.01 以下	0.01 以下
24 1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 以下	—	0.05 以下	0.05 以下
25 塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002 以下	—	0.002 以下	0.002 以下
26 ダイオキシン類	pg-TEQ/L	—	1 以下	—	1 以下
27 硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	mg/L	—	—	10 以下	10 以下
28 ふっ素	mg/L	—	—	0.8 以下	0.8 以下
29 ほう素	mg/L	—	—	1 以下	1 以下
30 電気伝導率	mS/cm	—	—	—	(変化を確認)
31 塩化物イオン	mg/L	—	—	—	(変化を確認)

※1：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和52年3月14日、総理府厚生省令第1号）

※2：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境省告示第68号）

※3：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日、環境庁告示第10号）

※4：1リットルにつきシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量0.04ミリグラム以下

※5：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について」（平成25年3月18日、環発対発1303182号・環発産発第1303181号）の前の数値。

6) 全体管理

最終処分場の全体管理として、【埋立管理】、【情報管理】がある。

全体管理は、日常あるいは定期管理の結果をもとに最終処分の全体管理計画を策定し、日常あるいは定期管理である「搬入管理、埋立作業管理、モニタリング、施設点検管理」に反映し、廃棄物処理法を遵守した適正かつ健全な最終処分場管理を行うものとする。

◆埋立管理の主な目的◆

1. 残余容量の把握（維持管理上の基礎情報の把握・蓄積）
⇒埋立開始からの日々の埋立量等を管理することで、埋立地の進捗状況や残余容量等の情報を把握する。
2. 適正、かつ、効率的な埋立・施設整備の実施
⇒搬入量、残余容量等の実績を把握することで、場内整備を含めた埋立管理計画を見直しする。

◆情報管理の主な目的◆

1. 管理者や職員のスムーズな引継ぎ
2. 地域住民との良好なコミュニケーションの確立・情報公開
3. 各管理(搬入管理・埋立作業管理・モニタリング・施設点検管理)結果の連携等
4. 災害・異常発生時の原因究明と効果的な対策の実施
5. 埋立終了後の閉鎖方法・管理方法の検討
6. 処分場の廃止に向けた判断

(1) 埋立残余容量の把握

① 埋立開始時点の残余容量の把握

埋立開始時点の埋立容量（埋立残余容量）を算定する。

② 埋立途中時点の残余容量の把握

埋立途中時点の残余容量の算定を行い、計画埋立高さを超過して埋立することを防止する

③ 残余容量算定結果の保存

毎年、次の資料等を作成し保存する。

- ・最終処分場の埋立容量
- ・当該年度以前の埋立量及び覆土量（容量及び重量）
- ・当該年度の埋立量及び覆土量（容量及び重量）
- ・埋立地の残余容量及び残余年数
- ・埋立高さ、埋立範囲等のわかる写真

(2) 維持管理情報の公開

地域住民との信頼関係を構築するためには、埋立処分について正しく理解してもらうことが重要であることから、「維持管理計画」及び次ページに示す維持管理情報並びに廃棄物処理法第21条の2に規定される事故等の措置の内容をインターネット等により公表する。

公表期間は3年間とし、廃止までの期間保存する。

表 維持管理情報の公表内容

項目	公表の内容	公表の開始
1. 埋立廃棄物	・埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量	・翌月の末日
2. 貯留構造物 (埋め立てる廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん堤その他の設備)	・点検を行った年月日及びその結果 ・点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び措置の内容	・点検を行った日の属する月の翌月の末日 ・措置を講じた日の属する月の翌月の末日
3. 遮水工	・点検を行った年月日及びその結果 ・点検の結果、遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び措置の内容	・点検を行った日の属する月の翌月の末日 ・措置を講じた日の属する月の翌月の末日
4. 水質検査	・水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した場所 ・水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した年月日 ・水質検査の結果の得られた年月日 ・水質検査の結果	・水質検査結果の得られた日の属する月の翌月の末日
5. 水質悪化の原因の調査と対策	・措置を講じた年月日 ・措置の内容	・措置を講じた日の属する月の翌月の末日
6. 浸出水処理設備 (浸出液処理設備)	・点検を行った年月日及びその結果 ・点検の結果、浸出液処理設備の機能に異状が認められた場合に措置を講じた年月日及び措置の内容	・点検を行った日の属する月の翌月の末日 ・措置を講じた日の属する月の翌月の末日
7. 浸出水処理設備配管の凍結防止措置	・点検を行った年月日及びその結果 ・点検の結果、有効な防凍のための措置の状況に異状が認められた場合に必要な措置を講じた年月日及び必要な措置の内容	・点検を行った日の属する月の翌月の末日 ・措置を講じた日の属する月の翌月の末日
8. 残余容量	・残余容量の測定を行った年月日及び結果	・測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日

7) 埋立終了後の管理

埋立終了後であっても埋立地を廃止するまでの期間は、基準省令の規定により埋立地の管理を継続する。また、廃止後は廃棄物処理法の規定により、廃棄物が地下にある土地として県知事が指定し、これを公示する。

埋立終了後の管理及び手続き等の内容は、下表に示すとおりである。

表 埋立処分の終了後跡地利用までの手続き等

	項目	内 容	該当する法令
1	最終覆土の実施	土砂でおおむね 50cm の最終覆土	基準省令 第 1 条第 2 項
2	閉鎖工事の実施	構造基準に適合していないか所について必要な工事を実施	基準省令 第 1 条第 2, 3 項
3	埋立終了届出書の提出	廃棄物処理法により埋立終了届出書の提出	廃棄物処理法施行規則 第 5 条の 10
4	埋立地の安定化監視	廃止のための調査開始の可能性を把握する。	—
5	廃止のための調査	基準省令により廃止確認のための調査	基準省令 第 1 条第 3 項
6	廃止確認申請書の提出	廃棄物処理法により廃止確認申請書の提出	廃棄物処理法施行規則 第 5 条の 10 の 2
7	指定区域の指定	知事が廃棄物が地下にある土地として指定し、公示 指定区域台帳の調整	廃棄物処理法 第 15 条の 7、8
8	土地の形質の変更の届出	跡地利用に際し、土地の形質の変更の届出を行い、県と協議	廃棄物処理法施行規則 第 12 条の 35

○廃止のための主な調査の項目と評価基準は以下のとおりである。

- ・ 浸出水原水水質 2 年間にわたる調査の結果、維持管理計画値として設定した水質以下であること。
- ・ 地下水水質 2 年間にわたる調査の結果、維持管理計画値として設定した水質以下であること。
- ・ ガスの発生 埋立地からのガスの発生がほとんど認められないこと又はガスの発生量の増加が 2 年以上にわたり認められないこと。
- ・ 温度 埋立地の内部が周辺の地中温度に比して異常な高温（20℃以上の差）でないこと。